

第17回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、平成28年（2016年）10月17日から同月27日までの間、第17回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）を実施したので、その概要を報告したい。

なお、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の機関である。また、教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

1 概要

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、平成11年（1999年）から実施しているものである。

研究員は、韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省、法務局及び裁判所職員から選ばれた日本側研究員により構成され、毎回、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、不動産登記制度、商業登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、供託制度及び民事執行制度（戸籍（家族関係登録）制度及び供託制度は隔年で実施。）をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、講義、訪問・見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。研究の成果は、

「資料集」として冊子にまとめられる。

なお、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当している。

2 経緯

ところで、我が国及び韓国にとって、司法の分野における協力関係は、両国の発展及び関係強化のため重要であることから、両国の司法関係機関が、17回もの多数回にわたり、日韓パートナーシップ共同研究を実施していることは、有意義なものであると考える。

そこで、本稿においては、まず、その意義を再確認するため、これまでの日韓パートナーシップ共同研究（日韓パートナーシップ研修）の発展の経緯について概観したい。

韓国は、古くから我が国との交流があり、我が国と類似した法制度を有しているため、相互に両国の法制度の比較研究等を行うことにより、各制度の発展及び実務の改善を図ることができる。また、我が国の法務省において、昭和57年度から、法務総合研究所が実施する法務局専攻科研修に、韓国人研修員を受け入れていた経緯があった。

そこで、平成11年（1999年）に、我が国の法務省と韓国の法院との協議により、日韓パートナーシップ研修が開始された。なお、平成24年（2012年）の第13回までは、「日韓パートナーシップ研修」との名称であったが、日韓両国が対等な立場で共同研究する趣旨を明確にするため、翌年の第14回から「日韓パートナーシップ共同研究」との名称に変更した。当初は、法務総合研究所研修第三部が担当していたが、平成13年（2001年）、法務総合研究所に

国際協力部が新設されると同部が担当することとなった。

韓国においては、「韓日登記官等相互研修」との名称であり、本事業は、主に登記官のための研修と位置付けている。我が国においても、本事業は、法務省民事局及び法務局並びに裁判所の職員の能力の向上に寄与している。我が国の裁判所職員からの研究員は、平成14年（2002年）の第4回から参加した。

第1回は、不動産登記制度を、第2回は、会社登記制度を、第3回は、再び不動産登記制度を題材として実施したが、その後、次のとおり、研究分野は拡大している。

まず、両国において、民事執行の一層の迅速化及び効率化が課題となっているところ、民事執行手続に係る法の制定及び改正が進められており、民事執行制度について、比較研究を行うことは有益であると考えられたことから、平成14年（2002年）の第4回は、不動産登記制度及び不動産執行制度を題材とし、我が国の裁判所職員からの研究員が参加することとなった。平成15年（2003年）の第5回及び平成16年（2004年）の第6回は、不動産登記制度、商業登記制度及び不動産執行制度を研究分野とし、その後、債権執行も含む民事執行制度は、毎回、研究分野の一つとされることになった。なお、日本側研究員の多くは法務局職員であるが、民事執行手続は、登記及び供託の制度にも関係しており、その知見を深めることは有益である。

また、戸籍については、日韓両国は数少ない整備された戸籍制度を有している国であり、相互に渉外戸籍事務における問題が増加しており、また、供託については、民事紛争の円滑な解決等において重要な役割を果たしているにもかかわらず、これまで供託制度についての比較研究はほとんど実施されておらず、両国の法制度を比較研究することは、双方にとって有益であると考えられたことから、平成17年（2005年）の第7回から戸籍制度が、平成18年（2006年）の第8回から供託制度が、研究分野として加え

られた。

このように、日韓パートナーシップ共同研究（日韓パートナーシップ研修）は、東日本大震災の影響により協議の上で中止した平成23年（2011年）を除き、毎年、日韓両国の司法関係機関の協力の下、内容を発展させながら実施しているものであり、両国の司法の分野における協力関係の維持及び発展において、一翼を担っていると云える。

第3 第17回日韓パートナーシップ共同研究について

第17回目の開催となった本年においては、6月に法務総合研究所において日本セッション、10月に教育院において韓国セッションが実施されたところ、両国の研究員により、不動産登記制度、商業登記制度、戸籍（家族関係登録）制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、活発な研究活動及び意見交換が行われた。

第4 韓国セッションの概要

1 講義

(1) 「在外国民家族関係登録事務所の現況と展望」

大法院在外国民家族関係登録事務所の初代所長のイ・チャンウ氏から、在外国民の家族関係登録申告を専門的に処理するために法院行政処内に2015年に設置された在外国民家族関係登録事務所の概観、設置背景、必要性、成果及び発展課題について、在外国民家族関係登録における迅速性、正確性及び専門性の重要性の観点から、講義がなされた。

(2) 「韓国の住民登録制度」

弁護士で行政自治部住民課行政事務官のチョ・アリ氏から、韓国において不動産及び商業登記制度並びに家族関係登録制度と密接な関係のある住民登録制度に関し、その沿革、住民登録番号の変遷過程、住民登録票、家族関係登録制度との関係、個人情報保護及び住民登録の活用について、我が国の制度との

比較を踏まえながら、講義がなされた。

2 訪問・見学

法院の情報処理の中心部である中央盆唐電算情報センターを訪問し、大法院 I Tセンターの概要、情報システムの歴史、運営、構成、機能及び一般向けサービス並びに E-Court の概要について、イ・サンヨップ情報化審議官から説明を受けるとともに、通信会議システム室、管制室、サーバー室及び体験室を見学した。

また、大法院を訪問し、韓国の大法院の組織、歴史、業務等について職員から説明を受けるとともに、大法廷、小法廷、資料館等を見学した。

さらに、ソウル中央地方法院を訪問し、執行及び登記の事務の概要等について職員から説明を受け、事務局民事執行課、登記局を見学するとともに、意見交換を実施した。

加えて、大法院在外国民家族関係登録事務所を訪問し、在外国民家族関係登録事務の概要等について説明を受けた。

3 実務研究及び総合発表

韓国セッションでは、5名の日本側研究員が次の題材について韓国側パートナー研究員との協議、質疑応答等を通じて、それぞれ研究を行い、最終日の総合発表会において発表を行った。

(1) 「国民に信頼される不動産登記制度とするための一考察～所有者不明の解消と情報の充実～」

我が国において登記情報に記載されている所有者の情報で不動産の真の所有者が確認できない状況が問題となっていることを踏まえ、日韓の不動産登記の効力、権利に関する登記の申請義務、登録免許税及び登記手数料、登記情報の検索並びに不動産に関する情報の整備の比較検討を通じて、我が国において信頼性の高い不動産登記制度の構築を目指して、登記申請義務の拡大及び登記名義人の表示の変更の登記に係る職権登記、登録免許税の軽減並びに名寄せ検索及び不動産情報の一元化の推進を提言したもの。

(2) 「所有者の所在の把握が難しい土地につ

いて～相続登記未了の土地の現状と相続登記の促進施策を中心に～」

我が国において社会問題となっている相続登記未了のまま所有者の所在の把握が難しい土地の現状及び相続登記制度の課題等について、韓国においてそのような問題が生じていないことに着目し、日韓における相続登記未了の土地の現状の分析、相続登記制度等及び相続登記を促進する必要性の有無の比較検討を通じて、相続登記未了の土地の所有者の所在の把握を容易にするため及び速やかに相続登記を行うための施策を提言したもの。

(3) 「戸籍記載における真実性を確保するための方策について～創設的届出時の本人確認及び実質的審査を中心に」

当事者が知らない間に勝手に届出がされる事案及び当事者が通謀して虚偽の養子縁組届出を行う事案の対応に関し、日韓の本人確認制度及び実質的審査の比較検討を通じ、戸籍（家族関係登録）に係る真実性の確保に対する両国の考え方の違いを踏まえ、我が国における本人確認制度の改善及び当事者が通謀して行う虚偽の届出に対する取組を検証したものの。

(4) 「商業登記の真実性の確保及び簡易・迅速化に関する考察」

商業登記に係る真実性の確保及び簡易・迅速化の要請に関し、真実性の確保の制度として、日韓の印鑑証明制度及び設立の登記及び役員変更の登記の申請の際の添付書面等並びに韓国の公証制度を、また、簡易・迅速化の制度として、日韓のオンライン登記申請等の制度を比較検討したもの。

(5) 「債務者財産の開示制度の実効性の向上」

債務者財産の開示制度に関し、韓国における財産開示制度としての財産明示命令、財産照会及び債務不履行者名簿登載の手続の実務上の評価を検討することを通じて、現在、我が国において行われている債務者財産の実効性を向上させるための制度の見直しにおける

検討課題を問題提起したものの。

第5 おわりに

第17回の韓国セッションも、日韓両国の研究員が、制度上及び実務上の諸問題について、相手国の法制度、運用、社会情勢等の相違の観点から意見を交わしつつ、検討及び比較研究を行った。

本共同研究において、両国の民事法制について、長所短所の発見、問題の提起等につながるよう、制度、実務等の比較にとどまらず、それらの相違から考えられる社会的、経済的、政治的、文化的及び歴史的背景や、実体法的、慣習法的及び理念的な考え方の相違等について、可能な限り、追究するとともに、それらを踏まえ提言又は問題提起

をすることができた。

法制度の基本が類似する日韓両国において、互いの制度及び実務等を比較することは、改めて自らの業務の根本を考えることにつながり、制度の発展及び実務の改善に資すると思われ、また、研究員同士で熱心に議論を交わすことは、互いに刺激を受け、交流を深めることにつながり、両国間のパートナーシップを醸成することに資すると思われる。

今後も引き続き、本共同研究を実施することが、両国にとって重要であると考えられる。

最後に、本共同研究の円滑な実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。

第17回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別	備考
日本側研究員	1	すみだ ゆうこ 住田 優子	東京法務局 城南出張所 登記官	女	不動産登記
	2	はまおか ゆきお 濱岡 夕希雄	横浜地方法務局 法人登記部門 登記相談官	男	戸籍
	3	もり まさひろ 森 正裕	千葉地方法務局 市川支局 登記官	男	不動産登記
	4	おおた ゆうすけ 太田 裕介	民事局 商事課 商業法人登記第三係長	男	商業登記
	5	かみやま つよし 神山 剛	最高裁判所 事務総局民事局第三課 調査員	男	民事執行
大韓民国側研究員	1	パク ソクホ 朴爽潑	ソウル家庭法院 法院事務官	男	不動産登記
	2	イ ジョンリョル 李宗烈	チョンジュ地方法院 法院主事	男	不動産登記
	3	チョン ヨンホ 鄭容昊	プサン家庭法院 法院主事補	男	戸籍
	4	イ ユンホ 李潤鎬	インチョン地方法院 法院主事補	男	民事執行
	5	チョン ジュシク 鄭柱植	ソウル中央地方法院 法院主事	男	商業登記

法務総合研究所

国際協力部教官 大西宏道
主任国際協力専門官 下岡純一
国際協力専門官 遠藤裕貴

大韓民国法院公務員教育院

法院書記官 李性民(イ ソンミン)
法院主事補 李相俊(イ サンジュン)

第17回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)日程表

【 指導教官:大西教官 事務担当:遠藤専門官 】

月日	曜	9:30 12:00	14:00 17:00	備考	
10 / 17	月		13:00~13:50 オリエンテーション <small>(赤れんが棟ミーティングルーム)</small> 14:00~17:00 実務研究(事前準備) <small>(赤れんが棟ミーティングルーム)</small>		
10 / 18	火	東京(羽田空港)発 → ソウル(金浦空港)着 (日本側研究員入寮)		オリエンテーション	
10 / 19	水	教育院長表敬 写真撮影	実務研究(1)	院長主催昼食会	
			実務研究(2)	講義 講義「在外国民家族関係登録 事務所の現況と展望」 イ・チャンウ所長(在外国民家 族関係登録所)	
10 / 20	木	実務研究(3)	見学 中央益唐電算情報センター		
10 / 21	金	実務研究(4)	講義 講義「韓国の住民登録制度」 チョ・アリ行政事務官(行政自 治部住民課)	課外活動	
10 / 22	土				
10 / 23	日				
10 / 24	月	見学 大法院	見学 ソウル中央地方法院(広域登記局含む。)		
10 / 25	火	総合発表準備	総合発表	修了式	
10 / 26	水	(日本側研究員退寮) ソウル(金浦空港)発 → 東京(羽田空港)着			
10 / 27	木	10:00~12:00 帰国報告会準備 法務省102号会議室	14:00~15:30 帰国報告会 法務省102号会議室		